

# 改正業務報酬基準説明会開催のご案内

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面の多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の講習に先立ち3月7日と14日に国交省からの委託により建築士会連合会(大分建築士会)が同講習を行っております。今回は、その時の内容と同じものです。

1. 日 時 平成31年4月25日(木)14:00~16:00(受付13:30~)
2. 会 場 大分職業訓練センター(大分市大字下宗方 1035 番地 1)
3. 定 員 80名(先着順、定員になり次第締め切ります)
4. 受講料 無料(テキスト代:無料)
5. 講 師 業務報酬基準検討委員会委員(DVD講習)
6. 講義科目 ①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について  
②改正建築士法の概要(情報提供)
7. 締め切り 平成31年4月19日(金)※定員になり次第締め切ります
8. C P D 2単位
9. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、事務所協会宛に FAX またはメールしてください。  
FAX: 097-537-7695 / E-mail: oitaarch@marble.ocn.ne.jp
10. 問い合わせ先 (一社)大分県建築士事務所協会 TEL: 097-537-7600

## 改正建築士業務報酬基準説明会申込書 受付No.

受講者氏名	
勤 務 先	
// TEL	
所 属(Oをつける)	士会 ・ 家協会 ・ 設備協会 ・ 事務所協会

主催:(公社)大分県建築士会、(公社)日本建築家協会大分地域会、(一社)大分県建築士事務所協会  
共催:(一社)大分県設備設計事務所協会、